# スポーツ振興投票の対象試合における選手、監督、コーチ及び審判員の登録に関する省令 （平成十二年文部省令第十四号）

#### 第一条（登録の申請）

対象試合に出場する選手、監督及びコーチ並びに対象試合の審判員（以下「選手等」という。）の登録の申請は、選手、監督及びコーチにあってはスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号。以下「法」という。）第二十三条第一項に規定する機構（以下「機構」という。）の社員が、審判員にあっては公益財団法人日本サッカー協会（昭和四十九年八月三十一日に財団法人日本サッカー協会という名称で設立された法人をいう。第四条において同じ。）が次の各号に掲げる事項（審判員にあっては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を機構に提出してするものとする。

###### 一

氏名

###### 二

生年月日

###### 三

所属するサッカーチームの名称

###### 四

前各号に掲げるもののほか、法第二十五条に規定する業務規程で定める事項

#### 第二条（登録の実施）

前条の申請に係る選手等の登録は、機構が前条各号に掲げる事項及び登録年月日を登録簿に記載してするものとする。

#### 第三条（登録の拒否）

機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、その選手等の登録を拒否することができる。

###### 一

第一条に規定する申請書に虚偽の記載があるとき。

###### 二

第一条の申請に係る選手等が法の規定に違反した者であるとき。

###### 三

第一条の申請に係る選手等が対象試合の結果に影響を与える不正行為をした者その他の公正な対象試合を行うに不適切な者であると機構が認めるとき。

#### 第四条（登録の変更）

機構の社員又は公益財団法人日本サッカー協会（以下「社員等」という。）は、第一条各号に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を機構に届け出なければならない。

#### 第五条（登録の取消し）

機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、その選手等の登録を取り消さなければならない。

###### 一

社員等から登録の抹消の申請があったとき。

###### 二

登録を受けた選手等が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

##### ２

機構は、第三条各号のいずれかに該当するときは、その選手等の登録を取り消すことができる。

#### 第六条（登録の抹消）

機構は、登録を受けた選手等が前条の規定により登録を取り消されたときは、その登録を抹消しなければならない。

#### 第七条（社員等への通知）

機構は、選手等を登録し、若しくは登録を抹消し、又は登録簿の記載事項を変更したときは、速やかにその旨を社員等及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに通知しなければならない。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一五年一〇月一日文部科学省令第五一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一二月一日文部科学省令第三六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十年十二月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年一一月二七日文部科学省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。